

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年12月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800235号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800041号

第1 結論

平成元年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年1月から同年3月まで

私が前職を退職した平成元年1月頃、私の国民年金に関する手紙が届いたので、母が私の国民年金の加入手続を行い、実家でやっていた店の売り上げから現金で国民年金保険料を支払ってくれた。どこで支払ってくれたかは定かではないが、母が私の請求期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、前職を退職した平成元年1月頃、母親が請求者の国民年金の加入手続を行ってくれた旨主張している。

しかしながら、請求者に係るオンライン記録によると、請求者が国民年金に加入した記録はなく、社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても請求者に係る国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されることはなく、保険料を納付することができない期間である。

また、請求者の国民年金加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の母親は、それらの状況を覚えていないとしていることから、請求期間に係る国民年金の加入手続状況及び保険料の納付状況が不明である。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800246号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800042号

第1 結論

昭和57年7月から同年12月までの請求期間及び昭和61年10月から平成5年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年7月から同年12月まで
② 昭和61年10月から平成5年9月まで

私は、請求期間①の国民年金保険料は当時納付することを忘れていたことから、納付書が送られてきた封筒に記載された電話番号に連絡したところ、遡って納付できることを知り、送ってもらった納付書で実家の近くのA郵便局で遡って6か月分まとめて昭和58年4月以降に納付した。

請求期間②の国民年金保険料は自宅に送られた納付書により、A郵便局またはB町の方の郵便局で毎月納付していたが、数か月分まとめて納付したこともあったかもしれない。

請求期間①及び②が未納の記録となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①の国民年金保険料について、当初、「毎月納付していた。」としていたものを、その後、「数か月分まとめて納付したこともあったかもしれない。」とし、さらに、その後、「遡って6か月分まとめて昭和58年4月以降に納付した。」と陳述を変遷させ、納付したとする保険料額についても、当初、「覚えていない。」としていたものを、その後、「いつ頃の保険料だったかは分からないが、1回の保険料の金額が1万2,000円から1万5,000円ぐらいだった。」とし、さらに、その後、「請求期間①については、1か月4,000円から6,000円ぐらいだった。」と陳述を変遷させている。

また、請求者が、国民年金保険料を遡って6か月分まとめて納付したとする請求期間①は、請求者の主張する昭和58年4月から時効により保険料が納付できなくなる前の昭和59年10月までの間に納付したことになるが、オンライン記録によれば、当該期間を含む昭和58年4月から昭和61年3月までの3年間は、国民年金保険料の申請免除期間となっているところ、請求者は、免除期間については、当時の給与が少なく、保険料を納付することがきびしくなったからだと思う旨陳述している一方で、免除期間中に請求期間①の保険料を納付したと主張している。

以上のことから、請求期間①の国民年金保険料を納付していたとする請求者の主張を認める

ことは困難であると言わざるを得ない。

なお、日本年金機構が保管する昭和 59 年 5 月 10 日に作成された年度別納付状況リストにおいても、請求期間①は未納期間となっており、当該記録はオンライン記録と一致している。

請求期間②については、84 か月と長期間であり、郵便局で毎回、国民年金保険料を納付していたが数か月まとめて納付したこともあったかもしれないとする請求者の陳述どおりであれば、納付の機会は 7 年間で相当回数あったことになるが、いずれの機会においても、同一人の保険料納付に係る事務処理を行政機関及び郵便局が誤ったとは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800245号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800107号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年9月4日から平成3年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち請求期間の厚生年金保険の記録がない。記憶では、同社を平成2年の年末に退職した。退職までの間、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、請求期間の厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社に平成2年12月末日まで勤務していた旨主張しているところ、請求者が記憶する同僚は、明確な記憶ではないが、請求期間の途中まで請求者と一緒に勤務していたと思う旨陳述している。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る社員名簿及び雇用保険の加入記録によると、請求者の同社における離職年月日は平成2年9月3日と記録されている上、同社から提出された請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及びB厚生年金基金から提出された請求者に係る事業所別加入員記録・月額累計表により、請求者の厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日及び厚生年金基金の加入員資格喪失年月日は平成2年9月4日であることが確認でき、上記社員名簿及び雇用保険の加入記録と符合していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態が確認できない。

また、請求者は、請求期間の厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書等の資料は保有しておらず、A社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除はわからないと回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。